

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 平成三十年度県統計調査の実施
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 岡山県視覚障害者センターの指定管理者の指定
- 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者の指定
- 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の指定
- 岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理者の指定
- 岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定
- 決算の要領
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施

【企業局】

- 統計分析課
- 指導監査室
- 健康推進課
- 障害福祉課
- 〃
- 〃
- 企業誘致・投資促進課
- 産業振興課
- 会計課
- 建築指導課
- 総務企画課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則
- 平成二十八年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則

【選挙管理委員会】

（以上県例規集登載）

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し
- 平成二十九年年度分の監査の結果の公表

【監査公表】

- 人事委員会
- 〃
- 選挙管理委員会
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 監査事務局

◎岡山県告示第六百四十一号

平成三十年度において、次の県統計調査を実施する。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

労務管理実態調査

2 目的

県内の民間事業所における仕事と家庭の両立支援等の推進に関する実態を把握し、県の労働行政施策の基礎資料とするとともに、調査結果を活用し、仕事と家庭を両立することができる職場環境づくり及びワーク・ライフ・バランスを推進する。

二 県統計調査の対象の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者数が三十人以上の県内の民間事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

- (1) 事業所に関する事項
 - (2) 労働時間制度に関する事項
 - (3) 働き方改革に関する事項
 - (4) 育児休業制度等に関する事項
 - (5) 子の看護休暇に関する事項
 - (6) 介護休業制度等に関する事項
 - (7) 短時間正社員制度に関する事項
 - (8) 女性の活躍の推進状況に関する事項
- 2 その基準となる期日又は期間

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成三十年十月一日

四 報告を求める者

二の事業所のうち二千事業所

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求める期間

平成三十一年一月十五日から同年二月八日まで

七 実施部課名

産業労働部労働雇用政策課

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

◎岡山県告示第六百四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あかいわ児童発達支援センター もみじの家

2 所在地

赤磐市桜が丘西一〇丁目二番地一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山こども協会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西三丁目一四番地一九

三 指定年月日

平成三十年十月一日

四 事業所番号

三三五一三〇〇四五

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス ストーリー中庄

2 所在地

倉敷市中庄三六〇五番地二モア式番館一F

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ライフレボリューション

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市上東九九六番地一二

三 指定年月日

平成三十年十一月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇六一八

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みらい

2 所在地

津山市川崎一四三十一川崎シャングリラニF西側北

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人未来へ

2 主たる事務所の所在地

津山市中之町六一

三 指定年月日

平成三十年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二〇二

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第六百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

ザグザグ薬局高野店

津山市高野本郷一四一六一

平成三十年十一月二十二日

◎岡山県告示第六百四十四号

岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区西古松二六八番地の一

岡山県視覚障害者センター

二 指定管理者となる団体

岡山市中区原尾島四丁目一七番三七号

社会福祉法人岡山県視覚障害者協会

会長 片岡美佐子

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十五号

岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区南方二丁目一三番一号

岡山県聴覚障害者センター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区南方二丁目一三番一号

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会

会長 中西 厚美

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十六号

岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

新見市哲多町大野二〇三四番地の五

岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設

二 指定管理者となる団体

新見市哲多町大野二〇三四番地の五

社会福祉法人健康の森学園

理事長 黒山 靖弘

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十七号

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成三年岡山県条例第二十四号）第十二条
第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区大内田六七五番地ほか

岡山県総合展示場コンベックス岡山

二 指定管理者となる団体

岡山市北区本町六番三六号

コンベックス岡山コンソーシアム

代表者 丸田産業株式会社 代表取締役 伊原木省五

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十八号

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

備前市西片上一四〇六番地一八

岡山セラミックスセンター

二 指定管理者となる団体

備前市西片上一四〇六番地一八

一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団

理事長 吉鷹 啓

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十九号

平成三十年十二月二十一日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		238,324,973,153
	1 県 民 税	76,607,480,299
	2 事 業 税	48,630,377,294
	3 地 方 消 費 税	57,133,453,565
	4 不 動 産 取 得 税	5,181,133,164
	5 県 た ば こ 税	2,014,305,807
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	674,964,775
	7 自 動 車 取 得 税	2,934,998,200
	8 軽 油 引 取 税	19,091,485,951
	9 自 動 車 税	25,533,286,018
	10 鉱 区 税	10,723,000
	11 狩 猟 税	19,176,700
	12 産 業 廃 棄 物 処 理 税	493,588,380
	13 旧 法 に よ る 税	0
2 地 方 消 費 税 金 清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	69,045,647,641
3 地 方 譲 与 税		30,103,560,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	27,161,623,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,730,266,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	131,895,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	0
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	79,776,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	687,940,000
5 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	160,084,030,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	468,814,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	4,370,896,296
8 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	10,172,504,216
	2 手 数 料	7,169,924,671
9 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	3,002,579,545
	2 国 庫 補 助 金	64,776,794,244
	3 委 託 金	30,897,390,827
		32,988,676,071
		890,727,346
10 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	2,010,852,839
	2 財 産 売 払 収 入	896,324,885
11 寄 附 金	1 寄 附 金	1,114,527,954
12 繰 入 金		100,441,555
		100,441,555
		13,726,259,548

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

	1 特別会計繰入金	1,315,325,912
	2 基金繰入金	12,410,933,636
13 諸収入		15,661,647,661
	1 延滞金,加算金及び過料等	361,442,115
	2 県預金利子	20,854,232
	3 貸付金元利収入	5,320,367,270
	4 受託事業収入	971,337,758
	5 収益事業収入	2,669,189,594
	6 利子割精算金収入	6,971,049
	7 雑収入	6,311,485,643
14 県債		72,881,600,000
	1 県債	72,881,600,000
15 繰越金		4,505,846,307
	1 繰越金	4,505,846,307
歳入合計		686,921,807,460
歳出		
款	項	決算額
1 議会費	1 議会費	1,434,467,529
2 総務費		39,440,386,388
	1 総務管理費	16,324,096,275
	2 企画費	4,330,360,617
	3 地方興費	2,978,981,135
	4 徴税費	7,766,111,742
	5 市町村興費	993,022,414
	6 選挙費	909,181,818
	7 統計調査費	331,307,517
	8 県民生活費	1,483,512,308
	9 防災費	1,347,613,172
	10 環境費	2,690,984,232
	11 人事委員会費	110,817,505
	12 監査委員費	174,397,653
3 民生費		106,758,584,412
	1 社会福祉費	87,460,535,955
	2 児童福祉費	18,181,834,915
	3 生活保護費	1,108,061,830
	4 災害救助費	8,151,712
4 衛生費		17,828,346,485
	1 公衆衛生費	6,395,621,721
	2 環境衛生費	1,443,941,471
	3 保健所費	1,919,197,361
	4 医薬費	8,069,585,932
5 労働費		1,295,011,842
	1 労働政費	338,455,518
	2 職業訓練費	852,511,335

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

	3 労働委員会費	104,044,989
6 農林水産業費		34,917,758,565
	1 農業費	10,247,503,153
	2 畜産業費	4,691,934,285
	3 農地業費	11,372,203,385
	4 林業費	7,579,218,974
	5 水産業費	1,026,898,768
7 商工費		8,359,377,757
	1 商業費	732,176,372
	2 工鉱業費	6,965,788,124
	3 観光費	661,413,261
8 土木費		59,586,186,448
	1 土木管理費	6,647,155,387
	2 道路橋りょう費	29,255,820,530
	3 河川海岸費	12,022,913,770
	4 港湾費	7,059,352,061
	5 都市計画費	3,374,792,332
	6 住宅費	1,226,152,368
9 警察費		45,637,608,465
	1 警察管理費	44,743,280,447
	2 警察活動費	894,328,018
10 教育費		146,020,184,642
	1 教育総務費	26,600,752,443
	2 小学校費	39,758,257,877
	3 中学校費	22,748,157,420
	4 高等学校費	38,021,901,408
	5 特別支援学校費	13,722,858,648
	6 大学費	2,035,182,862
	7 社会教育費	2,242,681,164
	8 保健体育費	890,392,820
11 災害復旧費		687,057,396
	1 農林水産施設災害復旧費	355,297,989
	2 土木施設災害復旧費	331,759,407
12 公債費		106,413,088,208
	1 公債費	106,413,088,208
13 諸支出金		114,882,997,700
	1 地方消費税清算金	55,752,098,641
	2 個人県民税所得割交付金	12,516,631,000
	3 利子割交付金	565,117,000
	4 配当割交付金	1,468,825,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,413,463,000
	6 地方消費税交付金	34,944,956,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	472,640,744
	8 自動車取得税交付金	2,094,908,135
	9 軽油引取税交付金	5,528,247,000
	10 利子割精算金	180
	11 産業廃棄物処理税交付金	126,111,000
14 予備費		0
	1 予備費	0
歳出合計		683,261,055,837

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

歳入歳出差引残額	3,660,751,623	円
うち基金繰入額	—	円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,688,892 2,688,892
2 繰 越 金	1 繰 越 金	103,966,844 103,966,844
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	62,992,963 12,349 60,530,931 2,449,683
歳 入 合 計		169,648,699
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	60,993,292 60,993,292
歳 出 合 計		60,993,292
歳入歳出差引残額		108,655,407 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	76,921,451 76,921,451
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,171,907,811 1,171,907,811
4 繰 越 金	1 繰 越 金	2,954,817 2,954,817
5 諸 収 入	1 雑 入	24,201,572 24,201,572
6 県 債	1 県 債	31,000,000 31,000,000
歳 入 合 計		1,306,985,651
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,303,163,034 634,374,223 668,788,811
歳 出 合 計		1,303,163,034
歳入歳出差引残額		3,822,617 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	31,282,146 31,282,146
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,850,306,315 1,850,306,315
3 繰 越 金	1 繰 越 金	11,577,125 11,577,125
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	40,241,949,802 40,232,000,000 9,949,802
歳 入 合 計		42,135,115,388
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費 2 公 債 費	42,117,175,884 42,008,451,972 108,723,912
歳 出 合 計		42,117,175,884
歳入歳出差引残額		17,939,504 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
2 繰 越 金	1 繰 越 金	223,674,684
		223,674,684
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	495,002,430
	2 雑 収 入	494,960,987
		41,443
4 県 債	1 県 債	243,500,000
		243,500,000
歳 入 合 計		962,177,114
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	789,263,754
		789,263,754
歳 出 合 計		789,263,754
歳入歳出差引残額		172,913,360 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	319,307 319,307
2 繰 越 金	1 繰 越 金	237,380,351 237,380,351
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	43,180,118 43,131,000
	2 雑 収 入	49,118
歳 入 合 計		280,879,776
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	8,319,307 8,319,307
歳 出 合 計		8,319,307
歳入歳出差引残額		272,560,469 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰越金	1 繰越金	2,005,212,898
		2,005,212,898
2 諸収入	1 県預金利子	1,129,143,509
	2 貸付金元利収入	301,008
	3 雑収入	1,128,325,951
		516,550
3 県債	1 県債	100,000,000
		100,000,000
歳入合計		3,234,356,407
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商工費	1 商工費	1,234,310,537
		1,234,310,537
歳出合計		1,234,310,537
歳入歳出差引残額		2,000,045,870 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	374,666,151 363,755,415 10,910,736
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	897,516,000 897,516,000
3 繰 越 金	1 繰 越 金	4,729,580 4,729,580
4 県 債	1 県 債	764,000,000 764,000,000
歳 入 合 計		2,040,911,731
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費 2 公 債 費	2,031,713,427 811,428,145 1,220,285,282
歳 出 合 計		2,031,713,427
歳入歳出差引残額		9,198,304 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	43,192,641 43,187,871 4,770
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	776,588,683 776,263,610 325,073
3 県 債	1 県 債	24,100,000 24,100,000
4 諸 収 入	1 雑 入	6,300 6,300
5 繰 越 金	1 繰 越 金	790,910,688 790,910,688
歳 入 合 計		1,634,798,312
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道路等用地取得費	1 道路等用地取得費	632,032,094 632,032,094
2 公共用地等取得費	1 公共用地等取得費	98,392,218 98,392,218
3 吉備高原都市建設用地取得費	1 吉備高原都市建設用地取得費 2 公 債	176,367,005 128,019,178 48,347,827
歳 出 合 計		906,791,317
歳入歳出差引残額		728,006,995 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	286,505,079 286,505,079
2 国庫支出金	1 国庫補助金	4,050,000 4,050,000
3 財産収入	1 財産売却収入	114,600 114,600
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,139,000 1,139,000
5 繰越金	1 繰越金	74,091,829 74,091,829
6 諸収入	1 雑 入	6,710,748 6,710,748
歳 入 合 計		372,611,256
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後楽園費	1 後 楽 園 費	289,719,655 289,719,655
歳 出 合 計		289,719,655
歳入歳出差引残額		82,891,601 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	314,428,613 314,428,613
2 国庫支出金	1 国庫補助金	6,965,000 6,965,000
3 財産収入	1 財産売却収入 2 財産運用収入	3,511,526,196 3,265,173,314 246,352,882
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,509,390,328 1,509,390,328
5 繰越金	1 繰越金	631,007,312 631,007,312
6 諸収入	1 雑 入	197,886,950 197,886,950
7 県 債	1 県 債	1,764,000,000 1,764,000,000
歳 入 合 計		7,935,204,399
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土木費	1 港 湾 費 2 臨海土地造成費 3 公 債 費	4,539,516,712 208,732,356 1,003,800,996 3,326,983,360
歳 出 合 計		4,539,516,712
歳入歳出差引残額		3,395,687,687 円
うち基金繰入額		－ 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	2,877,473,608 2,877,473,608
2 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	853,893,000 853,893,000
3 繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	784,922,000 784,922,000
4 繰越金	1 繰 越 金	5,339,915,570 5,339,915,570
5 諸収入	1 雑 入	691,970 691,970
6 県債	1 県 債	234,200,000 234,200,000
7 財産収入	1 財 産 売 払 収 入	54,000 54,000
歳 入 合 計		10,091,150,148
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土木費	1 流 域 下 水 道 費 2 公 債 費	4,899,154,583 4,118,496,161 780,658,422
歳 出 合 計		4,899,154,583
歳入歳出差引残額		5,191,995,565 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,088,364,620
2 証紙代金収納 計器収入	1 証紙代金収納計器収入	3,896,947,600
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	129,259,545
4 繰 越 金	1 繰 越 金	197,171,814
歳 入 合 計		7,311,743,579
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	3,154,019,216
2 証紙代金収納 計器費	1 証紙代金収納計器管理費	3,925,812,176
歳 出 合 計		7,079,831,392
歳入歳出差引残額	231,912,187	円
うち基金繰入額	—	円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	213,111,311 213,111,311
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	2,367,727 2,367,727
3 繰 越 金	1 繰 越 金	15,272,889 15,272,889
歳 入 合 計		230,751,927
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	216,293,560 216,293,560
歳 出 合 計		216,293,560
歳入歳出差引残額	14,458,367	円
うち基金繰入額	—	円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

平成29年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	113,352,070,160
	2 特 別 会 計 繰 入 金	106,353,968,900
		6,998,101,260
2 県 債	1 県 債	72,594,500,000
		72,594,500,000
歳 入 合 計		185,946,570,160
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	185,946,570,160
		185,946,570,160
歳 出 合 計		185,946,570,160
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		— 円

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

〔五八三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ前二三四―一七、二三四―一九、真壁字袋ノ前一八七―三六、
一八七―三七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音上中島一六〇―五シエロT&T一〇一号室
亀山 泰典

三 許可番号

岡山県指令建指第二五一号

◎岡山県企業局公告第四号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年十二月二十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県企業局施設で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における使用 予定電力量
西之浦浄水場	倉敷市連島町西之浦5912-3	12,594,000kWh
亀島配水場	倉敷市水島南亀島町1-37	18,516,000kWh
鶴新田浄水場	倉敷市連島町鶴新田1200	15,852,000kWh
西阿知取水場	倉敷市西阿知町西原	264,000kWh
塩生加圧ポンプ場	倉敷市児島塩生2767-79	570,000kWh
船穂揚水機場	倉敷市船穂町船穂746-2	7,029,000kWh
笠岡浄水場	笠岡市金浦454	4,929,000kWh
発電総合管理事務所	岡山市北区芳賀5314	252,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の8施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの3年間の参考総価金額の8施設分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成29年4月から平成30年3月までの使用実績等に基づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数），未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けてい

岡山県公報 第12054号 平成30年12月25日

る者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先, 提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成31年1月29日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒703-8278 岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県企業局総務企画課経理班

電話 (086) 226-7543

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年12月25日(火) から平成31年1月29日(火) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また, 岡山県企業局のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/site/14/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は, 持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年2月13日(水) 午後2時

ただし、郵送等による場合にあつては、平成31年2月12日（火）午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県企業局第1会議室（岡山県庁分庁舎3階）

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出するとともに、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成31年1月29日（火）午後5時まで、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

岡山県公報 第12054号 平成30年12月25日

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、岡山県企業局は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Public Enterprises Bureau
60,006,000kWh
- (2) Delivery period :
From 1 April, 2019 through 31 March, 2022
- (3) Delivery place :
Nishinoura Water Purification Plant
5912—3 Nishinoura, Tsurajima—cho, Kurashiki—shi
Kamejima Water Distribution Station
1—37 Mizushimaminamikamejima—cho, Kurashiki—shi
Tsurushinden Water Purification Plant
1200 Tsurushinden, Tsurajima—cho, Kurashiki—shi
Nishiachi Water Intake Station
Nishibara, Nishiachi—cho, Kurashiki—shi
Shionasu Pressure Pump Station
2767—79 Kojimashionasu, Kurashiki—shi
Funao Irrigation Pumping Station
746—2 Funao, Funao—cho, Kurashiki—shi
Kasaoka Water Purification Plant
454 Kanaura, Kasaoka—shi
Power Plant General Management Office
5314 Haga, Kita—ku, Okayama—shi
- (4) Time limit for tender :
2:00 P.M. 13 February, 2019 (by mail 5:00 P.M. 12 February, 2019)
- (5) Contact point for the notice :

General Affairs and Planning Division, Public Enterprises Bureau,

Okayama Prefectural Government,

1 - 7 - 36 Furugyo-cho, Naka-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,

703-8278, Japan

TEL 086-226-7543 (direct dialing)

平成30年12月25日 岡山県公報 第12054号

◎岡山県人事委員会規則第十二号

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則（平成二十七年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「職務の級」を「等級」に改める。

第三条第一項中「給料月額が」を「給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第四号。以下「平成二十八年改正条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額が」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

第三条第二項及び第四条第一項中「給料月額が」を「給料月額と平成二十八年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則第三条第一項第二号に掲げる場合に該当することとなった職員に対する岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第一号）附則第四項の規定による給料の支給については、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

平成二十八年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

平成二十八年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第四号。以下「平成二十八年改正給与条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成二十八年改正給与条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員）

第二条 平成二十八年改正給与条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）以降に降格（職員の等級を同一の給料表の下位の等級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

二 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）第三十八条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）第八条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条の規定により休職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六

十三年岡山県条例第十号) 第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第二条の規定により育児休業をしていた期間

ホ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。) 第六条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号) 第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ト 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) 第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間

チ 職員の自己啓発等休業に関する条例第一条に規定する自己啓発等休業をしていた期間

リ 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条の規定による配偶者同行休業をしていた期間

三 切替日以降に育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

四 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(平成二十八年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号のうちの二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十八年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動をした場合(第五号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降に当該異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日に当該異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者

が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第六十三号）第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）別表第五ハの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（ロにおいて「切替前の給料月額」という。）に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前の給料月額

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由当該職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十八年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

（平成二十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫、他の地方公共団体又は地方公営企業に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職

員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十八年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成二十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十八年改正給与条例附則第五項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第五条 平成二十八年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
太田けいすけ後援会	八幡浩正	遠藤晃	和气郡和气町衣笠七九六	平成三〇・一一・三〇
岡部英生後援会	岡部英生	岡部英生	勝田郡奈義町中島東二九三	〃
佐古かずた後援会	赤木正典	五島栄二	倉敷市浜町二一一四	〃
玉野市政を考える会	山根一人	山根一人	玉野市宇野八一二八一一七	〃
未来への第一歩	岡崎晋典	岡崎晋典	〃 玉六一一八七七	〃
村上祐二後援会	村上祐二	村上祐二	津山市中島三九五一一	〃

◎岡山県選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党岡山県第五区支部連合	宮田好夫	主たる事務所の所在地	高梁市津川町今津一〇六八一宮田好夫	高梁市津川町今津一九八井上昭雄方	平成三〇・一一・二
〃	〃	代表者の氏名	宮田好夫	畑地淳二	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	三谷隆一	井上昭雄	〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青野たかはる後援会	黒瀬堅志	主たる事務所の所在地	久米郡美咲町原田三二二二一	久米郡美咲町西川九四八	平成三〇・一一・二六
〃	〃	代表者の氏名	黒瀬堅志	三船勝之	〃
乙倉けんいち後援会	生内昭泰	政治団体の名称	乙倉けんいち後援会	乙倉賢一後援会	〃
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市東区神崎町二五八	岡山市東区邑久郷四一八	〃
中川雅子後援会	池田雅子	代表者の氏名	池田雅子	中川雅子	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	池田雅子	中川雅子	〃
福田つかさ後援会	神崎寛子	主たる事務所の所在地	岡山市北区津島西坂二一五七七	岡山市北区津島笹が瀬五一二二	〃
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市美和二一六一二〇一一〇二	倉敷市西中新田五四八	〃
〃	〃	主たる事務所の所在地	〃	〃	〃

◎岡山県選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山県第4区総支部

柚木道義

平成三〇・一〇・二九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

いそたに和行後援会

井上幸十郎

平成三〇・一一・二二

江尻けんじ後援会

中田節郎

一一・二一

税理士による平沼赳夫後援会

神崎信輔

一〇・一一

日本のこころ岡山県議会第一支部

千田昌寛

一〇・三一

松森京子後援会

松森京子

一一・一三

友和会

磯谷和行

一一・二二

◎岡山県選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
池田雅子	中川雅子後援会	代表者の氏名	池田雅子	中川雅子	平成三〇・五・八
柚木道義	柚木みちよし後援会	主たる事務所の所在地	倉敷市美和二一六―二〇―二〇二	倉敷市西中新田五四八	〃 一〇・二九

◎岡山県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
平成三十年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

礮谷和行

友和会

平成三〇・一一・二二

松森京子

松森京子後援会

〃 一一・一三

◎岡山県監査公表第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により実施した平成二十九年度分の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年十二月二十五日

岡山県監査委員	太	田	正	孝	
岡山県監査委員	江	本	公	一	
岡山県監査委員	山	本	督	憲	
岡山県監査委員	佐	藤	由	美	子

1 監査の概要

- (1) 監査対象年度 平成29年度
- (2) 監査対象機関 136機関
(内 訳)
 - 知事部局 34機関
 - 諸局・企業局 5機関
 - 教育委員会 74機関
 - 公安委員会 23機関
- (3) 監査実施機関 監査対象136機関のすべてについて監査を実施した。
- (4) 監査実施方法

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関のすべてに出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査 (63機関)

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の調書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査 (73機関)

監査委員が、①の調書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した136機関のうち、30機関について延べ64件の改善を要すると認められる事案(指摘事項)があった。これは、前年度の20機関・44件に比べ、機関数、件数ともに増加している。
- ② 指摘事項のうち収入未済額に係る34項目に関しては、25項目について未収額が減少しているものの、8項目については未収額が増加、1項目については増減がなかった。また、未収額が減少した項目及び増減がなかった項目についても、なお多額の未収額が残っている。
- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、違法な支出や不適切な会計処理に該当すると認められるものはなかったが、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続き等に問題があり、是正すべきものと認められる事案(注意・指導事項)は、91機関・429件であり、前年度の87機関・409件に比べ、機関数、件数ともに増加している。

	指摘 区分
--	-------

	監査実施機関	監査年月日	事項	実地	
				実地	書面
知 事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	平成30年10月30日	有	○	
	消防学校	平成30年8月6日	—	○	
	東京事務所	平成30年7月27日	—	○	
	県立記録資料館	平成30年8月9日	—	○	
	県民生活部	平成30年11月2日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	平成30年7月23日	—	○	
	岡山空港管理事務所	平成30年8月27日	—	○	
	消費生活センター	平成30年8月7日	—	○	
	男女共同参画推進センター	平成30年8月17日	—	○	
	環境文化部	平成30年10月29日	—	○	
	環境保健センター	平成30年8月2日	—	○	
	県立美術館	平成30年8月2日	—	○	
	保健福祉部	平成30年10月26日 ・11月5日	有	○	
	福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	平成30年7月26日	有	○	
	倉敷児童相談所	平成30年7月26日	有	○	
	津山児童相談所	平成30年7月30日	有	○	
	県立成徳学校	平成30年8月7日	—	○	
	健康の森学園	平成30年6月26日	—		○

	産業労働部	平成30年10月29日	有	○	
	大阪事務所	平成30年8月8日	—	○	
	工業技術センター	平成30年8月6日	—	○	
	南部高等技術専門学校	平成30年8月20日	—	○	
	北部高等技術専門学校	平成30年7月30日	—	○	
	北部高等技術専門学校美作校	平成30年8月3日	—	○	
	農林水産部	平成30年11月1日	有	○	
	農林水産総合センター	平成30年8月22日 ～8月23日	有	○	
	県営食肉地方卸売市場	平成30年8月9日	—	○	
	土木部	平成30年11月5日	有	○	
	後楽園事務所	平成30年7月18日	有	○	
	出納局	平成30年10月26日	—	○	
	備前県民局（東備地域事務所を含む。）	平成30年10月22日 ～10月23日	有	○	
	備中県民局（井笠，高梁，新見地域事務所を含む。）	平成30年10月18日 ～10月19日	有	○	
	水島港湾事務所		有	○	
	美作県民局（真庭，勝英地域事務所を含む。）	平成30年10月11日 ～10月12日	有	○	
諸局	議会事務局	平成30年10月26日	—	○	
	人事委員会事務局	平成30年11月2日	—	○	

等	労働委員会事務局	平成30年11月2日	—	○	
	監査事務局	平成30年11月5日	—	○	
	企業局	平成30年7月13日	有	○	
教 育 委 員 会	教育庁	平成30年10月30日	有	○	
	岡山教育事務所	平成30年8月20日	—		○
	津山教育事務所	平成30年7月13日	—		○
	総合教育センター	平成30年8月20日	—		○
	生涯学習センター	平成30年7月20日	有		○
	県立図書館	平成30年8月20日	有		○
	県立博物館	平成30年8月17日	—	○	
	古代吉備文化財センター	平成30年7月12日	—	○	
	岡山朝日高等学校	平成30年6月27日	—	○	
	岡山操山高等学校（中学校を含む。）	平成30年8月10日	—		○
	岡山芳泉高等学校	平成30年11月5日	—		○
	岡山一宮高等学校	平成30年6月28日	—	○	
	岡山城東高等学校	平成30年11月5日	—		○
	西大寺高等学校	平成30年11月5日	有		○
	瀬戸高等学校	平成30年8月8日	—		○
高松農業高等学校	平成30年6月27日	—	○		

興陽高等学校	平成30年11月5日	—		○
瀬戸南高等学校	平成30年11月5日	有		○
岡山工業高等学校	平成30年6月28日	—	○	
東岡山工業高等学校	平成30年10月2日	—	○	
岡山東商業高等学校	平成30年6月26日	—		○
岡山南高等学校	平成30年6月26日	—		○
岡山御津高等学校	平成30年11月5日	—		○
倉敷青陵高等学校	平成30年11月5日	—		○
倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	平成30年7月9日	—	○	
倉敷南高等学校	平成30年11月5日	—		○
倉敷古城池高等学校	平成30年7月10日	—	○	
倉敷中央高等学校	平成30年10月16日	有		○
玉島高等学校	平成30年11月5日	有		○
倉敷鷺羽高等学校	平成30年7月10日	—	○	
倉敷工業高等学校	平成30年7月9日	—	○	
水島工業高等学校	平成30年7月18日	—	○	
倉敷商業高等学校	平成30年7月13日	—		○
玉島商業高等学校	平成30年7月13日	—		○
津山高等学校（中学校を含む。）	平成30年8月2日	—		○
津山東高等学校	平成30年7月13日	—		○

津山工業高等学校	平成30年7月13日	—		○
津山商業高等学校	平成30年11月5日	—		○
玉野高等学校	平成30年6月29日	—		○
玉野光南高等学校	平成30年7月23日	—	○	
笠岡高等学校	平成30年6月26日	—		○
笠岡工業高等学校	平成30年6月26日	—		○
笠岡商業高等学校	平成30年7月13日	—		○
井原高等学校	平成30年7月13日	—		○
総社高等学校	平成30年7月13日	—		○
総社南高等学校	平成30年11月5日	有		○
高梁高等学校	平成30年7月13日	—		○
高梁城南高等学校	平成30年7月13日	有		○
新見高等学校	平成30年11月5日	有		○
備前緑陽高等学校	平成30年7月5日	—	○	
邑久高等学校	平成30年8月6日	—		○
勝山高等学校	平成30年7月31日	—		○
真庭高等学校	平成30年7月31日	—		○
林野高等学校	平成30年11月5日	—		○
鴨方高等学校	平成30年11月5日	有		○
和気閑谷高等学校	平成30年11月5日	—		○

	矢掛高等学校	平成30年8月2日	—		○
	勝間田高等学校	平成30年11月5日	—		○
	烏城高等学校	平成30年7月13日	—		○
	岡山大安寺中等教育学校	平成30年8月21日	—	○	
	岡山盲学校	平成30年7月12日	—	○	
	岡山聾学校	平成30年6月26日	—		○
	岡山支援学校	平成30年8月20日	—	○	
	岡山西支援学校	平成30年7月31日	有		○
	岡山東支援学校	平成30年7月13日	—		○
	岡山南支援学校	平成30年11月5日	—		○
	岡山瀬戸高等支援学校	平成30年6月26日	—		○
	倉敷まきび支援学校	平成30年7月5日	—		○
	倉敷琴浦高等支援学校	平成30年6月26日	—		○
	西備支援学校	平成30年8月6日	—		○
	健康の森学園支援学校	平成30年6月26日	—		○
	東備支援学校	平成30年7月13日	—		○
	早島支援学校	平成30年6月29日	—		○
	誕生寺支援学校	平成30年11月5日	—		○
公	県警察本部	平成30年11月1日	有	○	
安	岡山中央警察署	平成30年8月21日	—	○	

委 員 会	岡山東警察署	平成30年6月26日	—		○
	岡山西警察署	平成30年10月9日	—		○
	岡山南警察署	平成30年11月5日	—		○
	岡山北警察署	平成30年6月26日	—		○
	赤磐警察署	平成30年11月5日	—		○
	備前警察署	平成30年7月5日	—	○	
	瀬戸内警察署	平成30年6月26日	—		○
	玉野警察署	平成30年11月5日	—		○
	児島警察署	平成30年11月5日	—		○
	倉敷警察署	平成30年11月5日	—		○
	水島警察署	平成30年8月17日	—		○
	玉島警察署	平成30年10月2日	—	○	
	笠岡警察署	平成30年11月5日	—		○
	井原警察署	平成30年7月13日	—		○
	総社警察署	平成30年11月5日	—		○
	高梁警察署	平成30年6月29日	—		○
	新見警察署	平成30年8月28日	—	○	
	真庭警察署	平成30年11月5日	—		○
津山警察署	平成30年8月3日	有	○		
美作警察署	平成30年7月13日	—		○	

美咲警察署	平成30年8月27日	—	○	
-------	------------	---	---	--

(2) 個別の事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄・総合政策局，総務部

ア 本庁

- ・ 収納納納員が平成29年12月27日に領収した寄付金（132,000円）の金融機関への払込みが遅延（平成30年1月18日）しているものが認められた。

② 県民生活部

ア 本庁

- ・ 雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況

平成28年度末	53,532,013円
平成29年度末	45,007,607円
比較増減	△8,524,406円

③ 保健福祉部

ア 本庁

- ・ 収入未済額について，母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの，雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）については増加している。また，総額が減少した項目についても，なお多額の未収額があり，併せてさらなる改善が必要である。

雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）収入未済状況

平成28年度末	5,785,230円
平成29年度末	7,604,370円
比較増減	1,819,140円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	7,770,895円
---------	------------

平成29年度末	6,958,589円
比較増減	△812,306円

- ・市町村に対する「子どものための教育・保育給付費県費負担金」に係る書類のうち、交付決定同等主務課が保管すべきものがすべて所在不明となっており、事務処理の状況が確認できないものが認められた。

イ 福祉相談センター

- ・収入未済額について、児童保護弁償金については総額が減少しているものの、児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	10,063,450円
平成29年度末	6,039,560円
比較増減	△4,023,890円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成28年度末	592,900円
平成29年度末	1,482,000円
比較増減	889,100円

- ・障害者スポーツ教室開催等業務委託契約について、支出予定額を超えた金額で契約を締結しているものが認められた。

ウ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金及び児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	10,277,810円
---------	-------------

平成29年度末	9,348,070円
比較増減	△929,740円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成28年度末	1,377,700円
平成29年度末	1,198,400円
比較増減	△179,300円

エ 津山児童相談所

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	7,816,160円
平成29年度末	8,612,605円
比較増減	796,445円

④ 産業労働部

ア 本庁

- ・行政財産使用許可に係る土地使用料（電柱）について、調定手続を行わず、納入通知書も発行していないものが認められた。
- ・県有財産の貸付に係る交付金相当額等の諸経費579,298円について、納入通知書の送付を失念し、9月上旬に平成29年7月31日納期限の納入通知書を送付し、納期限から50日後（9月19日）に納入されたものが認められた。
- ・中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況

平成28年度末	536,100,115円
---------	--------------

平成29年度末	507,959,057円
比較増減	△28,141,058円

- ・岡山リサーチパーク内に設定した地上権に係る地代の支出(11,605,398円)において、検査調書を作成していないものが認められた。
- ・E T C利用料金の支出において、請求書とE T C使用伺簿の照合を行わず、支払いをしているものが認められた。
- ・岡山県企業サポートガイド印刷費の支出において、7月12日に納品及び請求書の提出があったが、請求書を紛失したため、支払いを失念し、相手方からの督促により12月27日に支払っているものが認められた。

⑤ 農林水産部

ア 本庁

- ・公有財産（県有農地）の貸付に係る土地貸付収入について、期限後に納付された収入金に係る延滞利息を徴収していないものが認められた。

イ 農林水産総合センター

- ・前年度の注意・指導事項のうち、検査（確認）が適正でないものについて、本年度の監査においても、E T Cカードの使用において、使用伺が行われていないものが認められた。

⑥ 土木部

ア 本庁

- ・収入未済額について、土木使用料（住宅使用料）については総額が減少しているものの、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額に増減がない。また、総額に増減がない項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

平成28年度末	58,022,211円
平成29年度末	54,606,111円
比較増減	△3,416,100円

雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償）収入未済状況

平成28年度末	9,881,826円
平成29年度末	9,881,826円

比較増減	0円
------	----

イ 後楽園事務所

- ・有料公園施設使用許可申請に対する使用許可に際して、所属長による決裁手続が漏れているものが認められた。

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、県税等、雑入（生活保護費返還金）、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、土木使用料（河川占用料等）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成28年度末	2,318,972,766円
平成29年度末	2,063,863,328円
比較増減	△255,109,438円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	5,407,029円
平成29年度末	4,308,333円
比較増減	△1,098,696円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	9,606,060円
平成29年度末	9,333,697円
比較増減	△272,363円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	33,306,655円
---------	-------------

平成29年度末	30,260,238円
比較増減	△3,046,417円

土木使用料（河川占用料等）収入未済状況

平成28年度末	6,634,739円
平成29年度末	6,718,138円
比較増減	83,399円

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・行政財産使用許可に係る使用料の調定や納入通知が行われていないものが見受けられた。
- ・県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成28年度末	1,262,032,240円
平成29年度末	1,079,230,552円
比較増減	△182,801,688円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	6,532,438円
平成29年度末	6,042,387円
比較増減	△490,051円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	7,401,368円
---------	------------

平成29年度末	5,600,766円
比較増減	△1,800,602円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	21,343,525円
平成29年度末	19,215,991円
比較増減	△2,127,534円

イ 井笠地域事務所

- ・「ICT・省力・低コスト技術等実証事業」に係る委託契約において、契約予定者からの見積額が支出予定額を超えていたにもかかわらず、見積額を下回る支出予定額で契約を締結しているものが見受けられた。

ウ 新見地域事務所

- ・主に道路工事現場へ行くために使用している公用車1台について、車検の有効期間が満了していたことに気づかず、車検切れの状態で使用していたものが見受けられた。

⑨ 水島港湾事務所

- ・土木使用料（港湾占用料等）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料（港湾占用料等）収入未済状況

平成28年度末	831,049円
平成29年度末	1,532,902円
比較増減	701,853円

⑩ 美作県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（スラッジ撤去処理処分費負担金）、県税等及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（スラッジ撤去処理処分費負担金等）収入未済状況

平成28年度末	136,500,323円
平成29年度末	2,212,000円
比較増減	△134,288,323円

県税等収入未済状況

平成28年度末	218,986,016円
平成29年度末	191,930,684円
比較増減	△27,055,332円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	4,401,599円
平成29年度末	5,556,332円
比較増減	1,154,733円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	4,984,802円
平成29年度末	3,729,740円
比較増減	△1,255,062円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	3,372,352円
平成29年度末	4,352,567円
比較増減	980,215円

- ・平成25年度から28年度までにおいて支出していた造林事業補助金等について、一部について不正な交付申請に基づく交付決定が認められたことから、当該補助金を返還させるとともに、当該補助金の受領から返還までの期間に応じた加算金を納付させたものが見受けられた。

○ 諸局等

① 企業局

- ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成28年度末	65,520,768円
平成29年度末	74,328,021円
比較増減	8,807,253円

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・高等学校貸付奨学金，高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成28年度末	46,931,246円
平成29年度末	24,573,086円
比較増減	△22,358,160円

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成28年度末	282,630,834円
平成29年度末	192,393,052円
比較増減	△90,237,782円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成28年度末	153,644,147円
平成29年度末	105,260,621円
比較増減	△48,383,526円

- ② 生涯学習センター
 - ・前年度の注意・指導事項のうち、検査（確認）が適正でないものについて、本年度の監査においても、「パソコン教室2」機器の賃貸借契約期間終了後、無償譲渡されることとなっている当該機器の寄附受入手続を行っていないものが見受けられた。
- ③ 県立図書館
 - ・岡山県立図書館中央監視装置更新委託業務において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず、履行確認を行った際、検査調書を作成していなかったものが見受けられた。
- ④ 西大寺高等学校
 - ・製氷機（備品）の購入について、831,600円で契約しているが、請書を徴していないものが見受けられた。
- ⑤ 瀬戸南学校
 - ・収納出納員が収納した生産物売払収入金を出納員へ引き継がず、自ら保管していたものが見受けられた。
 - ・生産物売払収入金を果樹収納調整室の施錠していないスチールロッカー内に保管されていた小型耐火金庫に保管していたものが見受けられた。
- ⑥ 倉敷中央高等学校
 - ・授業料の収入未済について、滞納金整理票が作成されず、延滞金の調定手続もなされていないものが見受けられた。
 - ・納入通知書を紛失した生徒が授業料を窓口を持参した際に、出納員が公金領収票による領収を行わず、収納出納員でない職員が現金を受領し、再発行手続をせず納入通知書（手書用）を発行し、金融機関へ払い込みを行っているものが見受けられた。
- ⑦ 玉島高等学校
 - ・ALT（外国語指導助手）の報酬に関しては、1年目が月28万円、2年目は月30万円とされており、平成29年7月分の報酬に関しては、25日以降の報酬は月額30万円を計算基礎として支給すべきところ、月額28万円のまま支給しているものが見受けられた。
- ⑧ 総社南学校
 - ・物品要求票には郵券等出納簿記載済みとされているが、郵券出納簿に出納が記載されていないものが見受けられた。

- ⑨ 高梁城南高等学校
 - ・納入通知書再発行簿が整備されていないもの（授業料で再発行2件）が見受けられた。
- ⑩ 新見高等学校
 - ・平成28年度の農業高校実習経営費の支出において誤って正当債権者でない者に支出していたが，平成29年度になって誤支出であることが判明したため，正当債権者への支出及び誤払いに係る返納（雑入）を行っているものが見受けられた。
- ⑪ 鴨方学校
 - ・7月分から就学支援金の支給が認定され授業料の納付がなくなった生徒について，授業料システムの入力を誤り，納付が必要な6月分授業料について金融機関での口座振替ができなかったが，誤りに気付くのが遅れ，納入通知書を平成30年1月10日に作成及び送付し，同月12日に納入されたものが見受けられた。
- ⑫ 岡山西支援学校
 - ・「給食委託業務」及び「体育館ステージ吊物一式」の備品購入に係る一般競争入札（条件付）において，支出予定額（積算額）を超えた予定価格を設定しているものが見受けられた。
- 公安委員会
 - ① 県警察本部
 - ・放置違反金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

放置違反金収入未済状況

平成28年度末	6,599,064円
平成29年度末	5,997,564円
比較増減	△601,500円

- ② 津山警察署
 - ・本来，減免対象であるにもかかわらず，減免手続が漏れていた職員駐車場使用料について，納付者へ減免額の還付手続をとらずにその後の使用料と相殺し，調定及び歳入戻出手続を行わなかったものが見受けられた。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において，適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていたが，財務事務の執行に当たって，一部に事務処理の誤りがあり，依然と

して財務事務の適正な執行が徹底されていない傾向が見受けられた。

中には、改善が見られた機関もあるものの、前年度に比べて、指摘事項、注意・指導事項ともに該当機関数及び件数が増加しており、それぞれの機関において定期監査の結果を踏まえた改善に向けての取組が職員に十分に浸透しておらず、全庁的な情報の共有も不十分であると考えられる。また、こうした事案の多くは財務事務に関する知識の不足や不注意に起因するものと認められ、内部牽制が有効に機能していないものと考えられる。

今後、監査結果の趣旨を全庁的に徹底するとともに、内部チェック機能強化や実効性のある職員研修の実施などの取組を一層充実させ、適正かつ効率的な財務事務の執行に努められたい。

なお、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷は、金額については昨年度より減少したものの、件数については3年連続で増加しており、その原因はバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占めていることから、各機関での安全運転教育の徹底を図るとともに全庁的な取組を行うことにより、より一層の事故防止に努められたい。

また、平成29年6月の地方自治法改正により、平成32年4月1日から、地方公共団体における適正な事務処理の確保などを図るため、内部統制体制に関する方針の策定と、この方針に基づく全庁的な体制の整備及び適切な運用が義務づけられたところであり、財務事務の適正な執行を担保することができる体制整備に努められたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、収入未済のある機関の大半で未収額が減少しており、全体で8億円を超える縮減が見られたところであり、多くの機関で債権回収の取組が成果を上げているものと認められる。

しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点に立って、個々の実情に応じたきめ細かな措置を適切に講じるとともに、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うことにより、収入未済の早期解消に努められたい。

なお、今年度の監査において、未収額が増加した機関があることから、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努められたい。